

第7回

多重債務者対策本部有識者会議

2008年5月13日

金融庁 総務企画局

午前10時05分 開会

吉野座長 それでは、ただいまから第7回多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきたいと思います。

今日は、お忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

また、今日の会議も公開となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、開催に当たりまして、戸井田内閣府大臣政務官から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

戸井田大臣政務官 皆さんおはようございます。

多重債務者対策本部有識者会議の開催に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

初めに、メンバーの皆様方におかれましては、日頃から大変ご多忙のところ当会議にご参加いただき、心より御礼申し上げます。多重債務問題の解決は、関係者が一体となって取り組むべき重要な課題であります。政府といたしましては、一昨年に貸金業法の大改正を行い、昨年4月には皆様の貴重なご意見をいただきながら、「多重債務問題改善プログラム」を策定いたしました。いわば多重債務者対策の大きな枠組みが既に示されたわけであり、いかにこれを確実に実施していくかが強く問われているものと考えております。

本日は、こうした観点から、この1年間のプログラムの実施状況について、皆様から率直な評価、ご意見をいただきたいと存じます。多重債務問題の改善に向けた今後の施策展開に役立たせていただきたいと考えております。皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴できますよう、宜しく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。宜しく願いいたします。

吉野座長 戸井田政務官、どうもありがとうございました。

それでは審議を始めさせていただきたいと思います。カメラの方、退席をお願いいたします。

吉野座長 この我々の有識者会議におきまして、昨年1月から4月にかけて議論を行い、昨年4月に多重債務者対策本部において、「多重債務者問題改善プログラム」が決定されましたが、このプログラムでは以下のように書かれております。「多重債務者対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに必要な施策について検討する。その際、必要に応じて有識者会議を開催する。」こういうふうにと謳われております。

また、各自治体の対応状況につきましても、定期的にアンケートを実施することが定められております。これを受けて、今日は多重債務問題改善プログラム策定からおよそ1年間の、プログラムに定められた各施策の進捗状況につきまして、皆様にご議論いただきたいと思っております。

それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

多重債務問題改善プログラムの実施状況につきまして、まず事務局から最初に説明をいただきたいと思っております。その説明を受けまして皆様からご意見をいただきまして、後日、多重債務者対策本部にそれを報告するフォローアップの結果に反映させていただきたいと思っております。

そこで、まず最初に遠藤参事官から、多重債務問題改善プログラム実施状況につきまして、ご説明をお願いいたします。

遠藤信用制度参事官 信用制度参事官の遠藤でございます。説明させていただきます。

まず始めに、お手元に大部の資料を配らせていただいておりますので、その内容について概略をご説明したいと思います。

手前のほうに、右肩にナンバーを付しております資料を積んでおります。一番上、資料7-1というのが、本日主に説明させていただきます「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」というフォローアップの結果でございます。

資料7-2、その下にある資料でございますけれども、これはまさに資料7-1の本体として、実施状況の詳細版でございます。

資料7-3及び7-4は、今回のフォローアップを行うに当たりまして、都道府県及び市区町村に対し多重債務者相談窓口向けのアンケートを実施いたしました。その調査結果についてまとめたものが7-3及び7-4でございます。

資料7-5-1は、貸金業関係統計資料集ということで、これは貸金業の最新のデータを金融庁のホームページにアップしておりますけれども、それをまとめたものでございます。

資料7-5-2というのは、消費者金融大手4社の状況等ということで、最新の資料を入れております。

それから資料7-6でございますけれども、これは本日ご出席の本多委員からご提出があった資料を置かせていただきました。

それから資料7-7以下は、どちらかというバックデータになるわけでございますけれども、先ほど申しました多重債務者相談窓口向けアンケートの質問票、都道府県及び市区町村向

けのアンケート票が資料7 - 7及び7 - 8でございます。

資料7 - 9 - 1は、都道府県向けのアンケートの調査結果の詳細版でございます。

7 - 9 - 2は、アンケートの回答を都道府県からいただきましたときに提出があった資料でございます。

資料7 - 10 - 1は、市区町村に対するアンケートの調査結果でございます。7 - 10 - 2及び7 - 10 - 3は、その際に市区町村から寄せられた自由回答の一覧、これが7 - 10 - 2、7 - 10 - 3は市区町村からの提出資料でございます。

以上が手前に置かせていただきました右方に番号がある資料群でございます。

名札のほうに近いところに置かせていただきました番号のついていない資料がございます。この資料の概略を申しますと、一番上が「多重債務問題改善プログラムの概要」、その下が多重債務問題改善プログラムの本体資料でございます。本日、説明させていただきます実施状況についての概要というのは、一番上のこの「多重債務問題改善プログラムの概要」に載せておりますそれぞれの項目についてのフォローアップを報告させていただくものでございます。

それからその2つの資料の下にパンフレットがございます。「こんな相談ありました!!」という名前のパンフレット、これは内閣府の提出資料でございます。

その下に白いA4の少し厚目の冊子がございます。「多重債務者相談マニュアル」でございます。これについては後ほど触れさせていただきたいと思っております。

さらにその下に、リーフレットで「安易に借金をしてはいけません」という1枚紙がございますけれども、これも後ほど触れさせていただきたいと思っております。

その下に、夕刊フジの松井の「完璧マルチ」という新聞記事がございますけれども、これは松井の新聞記事ではなくて、右下に太線で囲んでおります、私どもが掲載いたしました掲載広告についてご報告するものでございます。

その下の、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」における相談状況調査結果」についても後ほどご説明させていただきたいと思っております。

それから一番下に2種類法テラスのパンフレットがございます。

以上でございます。

私のほうからは、先ほど申しました資料7 - 1「多重債務問題改善プログラムの実施状況について<概要>」この資料に基づきましてご報告させていただきたいと思っております。

この資料は表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございますけれども、これは今回のフォローアップに至る経緯を載せてございます。の上から2つ目でございますけれども、

ただいま吉野座長からご紹介ありましたように、平成19年4月に改正貸金業法の完全施行に向けて、借り手対策として以下の4つの施策を柱とする多重債務問題改善プログラムが策定されました。その4つの柱というのは、この真ん中にグレーの四角で囲んであります。相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供、金融経済教育の強化、ヤミ金の取締りの強化、この4つの柱でございます。

2ページ以降は、この4つの柱についてそれぞれ詳細のフォローアップをご報告させていただきたいと思っております。

この1ページ一番下の でございますけれども、これも先ほど吉野座長から言及がございましたように、少なくとも改正貸金業法の完全施行までの間、各年度において各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保することになっております。今回は、そういった意味で初めてのフォローアップと位置づけられます。

1枚めくっていただきまして、2ページから4ページまでは、先ほど申しました4つの柱のうち1つ目の柱、「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」について、そのフォローアップの状況をご説明しております。

まず、「プログラムの概要」という四角がございまして、その下に矢印がございまして「実施状況」という四角がございまして、この「実施状況」の四角を中心に説明させていただきたいと思っております。

真ん中の実施状況の四角、 の1つ目でございますけれども、各都道府県及び管内市区町村に対して、多重債務者対策に積極的に取り組むよう平成19年4月20日、金融庁、総務省から周知・協力の要請をいたしました。

の2つ目でございますけれども、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」というイベントを昨年の12月10日から1週間開催いたしました。その趣旨は、全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するためのものでございます。延べ約450カ所の相談会場に約6,000人の相談者が来訪されました。これについては、先ほど資料ナンバーなしの資料の真ん中あたりにございましたけれども、「全国一斉多重債務者相談ウィークにおける相談状況の調査結果」において、どのような相談状況であったかということについて詳細をまとめております。後ほどご参考までにご覧いただければと思います。

それから2ページ目の下のほうでございますけれども、多重債務者にとって最も身近な相談窓口である市町村についての取組みについて、ここでは記述しております。下のほうの四角、

1つ目の でございますけれども、多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していると回答した市区町村は、調査対象全1,823市区町村中1,515市区町村ということでございました。

平成19年度下半期の相談窓口での相談者数は2つ目 のところでございますように、約51,400人ございました。相談者に対する対応状況でございますけれども、幾つか「・」がございまして、単に法律専門家等の連絡先を教えるにとどまらず、相談員自らが法律専門家等のアポイントメントをとる、これが340市区町村ございましたし、さらに簡単な家計管理指導を行い、定期的なフォローアップを行うような市区町村も17市区町村見受けられました。

1枚めくっていただきまして、次が都道府県の取組みでございます。

真ん中の四角の中の をたどっていきますと、47の全ての都道府県におきまして多重債務者向けの相談窓口は設置済みでございます。また、都道府県庁の関係部署でありますとか、警察、弁護士会、司法書士会等による多重債務者対策本部も既に設置済みでございます。

平成19年度下半期の相談窓口への相談者数は約28,500人に上ります。

相談者に対する対応状況については、先ほど申しましたように、法律専門家等のアポイントメントを相談員自らとっていただいているような都道府県もございましたし、青森県、群馬県においては、さらに進んで家計収支表を相談者に手交し、簡単な家計管理指導を行っているということでございました。

国の取組みについては、一番下の四角でございます。1つ目の でございますけれども、多重債務者相談マニュアル。これは冊子及びDVDを作成いたしました。これを全ての地方自治体及び関係団体に約2,200部、昨年7月に配布しております。これは先ほど見ていただきましたこの冊子でございます。平成20年3月には、家計管理の必要性を解説した補遺を追加いたしまして、この改訂版約6,000部を再送付しております。

国の窓口でございますけれども、平成20年4月から各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向けの相談員を合計43名配置し、相談業務を開始しております。

1枚めくっていただきまして、引き続き国の取組みでございますけれども、上のほうにあります四角のうちの1つ目の 、地方自治体の相談窓口を周知するために政府広報、さらに先ほど見ていただきました夕刊紙、ここに相談窓口の広告を掲載しております。特に夕刊紙への相談窓口の周知のための広報は初めての試みでございました。夕刊フジ、日刊ゲンダイ、東京スポーツ系4紙に各6回、計36回の広報を先ほど見ていただきましたような形で、本年の2月から3月にかけて掲載しております。

それから2つ目の でございますけれども、全国の相談窓口の整備・促進のためにシンポジウムを全国5カ所で開催し、ここには約730名の方に参加いただきました。

また3つ目の でございますが、国民生活センターにおいて地方自治体行政職員の研修を全国で11回実施し、約720名の行政職員の方々が参加されました。

真ん中の四角は、法テラスのこれまでの実施状況について記載しております。

1つ目の は、法テラス自身のPRということで、先ほど見ていただきましたようなパンフレット等を用いてPRされているということでございます。

2つ目の でございますが、法テラスの常勤弁護士96名を全国37カ所の地方事務所、あるいは司法過疎地域を含む19カ所の地域事務所に配置されているということでございます。

一番下の四角でございますけれども、財団法人日本クレジットカウンセリング協会の実施状況でございます。従来、東京、名古屋、福岡の3拠点があったわけでございますけれども、本年3月に仙台、広島の2カ所を拠点とした支部を開設されました。平成20年度中に新たに4カ所程度の支部開設を検討中であります。

1枚めくっていただきまして5ページ及び6ページは、改善プログラムの2つ目の柱でございます「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」について記述しております。

上のほうの四角、1つ目の でございますけれども、盛岡市でありますとか岩手県の信用生協の取組みを、先ほどご紹介いたしました「多重債務者相談マニュアル」に掲載し、職員をシンポジウムに招聘し、その取組みを紹介しております。この多重債務者相談マニュアルの60ページ以下を見ていただきますと、岩手県の信用生協の取組みについて具体的に記述しております。

この岩手県の信用生協の取組みを参考に、他の都道府県に同じような取組みが広まっております。具体的には、福岡県のグリーンコープ生協ふくおか、あるいは熊本県のグリーンコープ生協くまもとで、生活再建のための相談を前提といたしました生活再生貸付事業が開始されております。さらに検討中の県といたしましては、青森県、秋田県、神奈川県、大分県において、同様の取組みについて検討中ということでございます。

次の四角は、既存の消費者向けセーフティネット貸付けについての記述でして、主に厚生労働省の担当する部分でございますが、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等についての記述でございます。

下の四角を見ていただきますと、1つ目の 生活福祉資金の緊急小口資金でございますけれ

ども、これについては貸付上限額が5万円から10万円に引き上げられました。2行目でございますが、母子寡婦福祉貸付金制度についても、これは母子自立支援に対してその制度の周知と借金等による経済的困窮に関する相談支援等を行うよう厚労省のほうから通知済みでございます。また、他の自治体の償還率の向上に係る取組みを紹介するなどして、自治体に対し償還率の向上を要請しているところでございます。

一番下の は生活保護についての記述でございまして、厚労省のほうから相談者の状況を把握した上で適切な助言を行うとともに、生活保護制度の仕組みについて、十分その説明を行うようにといったことを都道府県に対して周知しているということでございます。

1枚めくっていただきまして、次は事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付けについてでございます。

四角の中、1つ目の を見ていただきますと、これは全国の国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の支店に、先ほどご紹介いたしました「全国一斉多重債務者相談ウィーク」のポスターを張りまして、弁護士等の専門家へ紹介、誘導を行っております。

それから2つ目の でございますけれども、全国の商工会議所及び商工会連合会に「早期転換・再挑戦支援窓口」の設置をしております。

それから3つ目の でございますけれども、再生プロセスにある事業者あるいは一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、それを積極的に支援しているということございまして、例にありますように企業再建・事業承継支援資金制度の実施状況でありますとか、19年度に創設されました再挑戦支援資金の実施状況について、ここに記述しております。

一番下の でございますけれども、こういった再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度について、平成20年4月に融資制度そのものを拡充しております。企業再建・事業承継支援資金制度については、利率を引き下げており、再挑戦支援資金については、実績連動金利型貸付について返済期間を5年から7年に長期化しております。

1枚めくっていただきまして7ページ目でございますけれども、改善プログラムの3つ目の柱でございます「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」について記述しております。金融経済教育については大きく分けて2つございまして、1つは社会に出る前に高校生までの段階で行う金融経済教育。それからもう一つは、成人への消費者教育、金融経済教育でございます。

真ん中の四角は、社会に出る前に高校生までの段階で行う、主に学校における金融経済教育について記述しております。

1つ目の でございますけれども、借金の問題をわかりやすく解説したリーフレット、先ほど紹介させていただきましたけれども、こういったリーフレットを作成し、全国の高校約6,000校に送付しております。

それからこれは文部科学省のほうの試みといたしまして、平成20年内公示予定の高校家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討していただいております。

下のほうの四角は、成人への消費者教育でございます。

2つ目の でございますけれども、成人に対しても借金の問題をわかりやすく解説した、内容的にはこれと同様のリーフレットを配布しております。また、借金問題だけではなくて、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットも要望部数配布しております。19年度中のこれらの配布実績は約191万部になります。それから多重債務者の発生予防等を目的としたDVD教材も作成し、配布しております。

1枚めくっていただきまして、一番最後でございますけれども、4つ目の柱、「ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」でございます。

上のほうの四角の中にあります 2つでございますけれども、まず1つ目の について、各都道府県警察において集中取締本部による取締りを強化していただいております。その結果、平成19年中のヤミ金事犯の検挙事件数は、前年比プラスの161件の484件。それから検挙人員も前年比プラスの285人の995人に上っております。

2つ目の は情報提供件数でございますけれども、19年度の金融庁、財務局及び都道府県から警察への情報提供件数は793件に上っております。

真ん中よりやや下の四角の中には2つ がございまして、1つ目の は、ヤミ金による被害相談を受けた都道府県警察及び監督当局から積極的に電話警告を実施しているといったことでございます。特に、平成19年中の都道府県警察のヤミ金事犯に係る電話警告件数は10,557件に上っております。

それから2つ目の でございますけれども、犯罪収益移転防止法におきまして、郵便物受取り、あるいは電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出が義務付けられました。この2つ目の におきまして、こういった新たな届出、新たな義務付けに伴って得られる情報というものを十分に活用してくれということ、警察庁のほうから各都道府県警察に対して指導しているところでございます。

それから一番下の四角の中の でございますけれども、改正貸金業法の本則施行、これは昨

年12月でございましたが、本則施行における改正内容を反映した三訂版の「ヤミ金事犯相談対応マニュアル」を警察庁において作成されまして、本年1月、各都道府県警察に配布しているところでございます。

以上が概要でございます。大分はしょって申しわけございませんでしたけれども、多重債務問題改善プログラムの過去1年間における実施状況についての概説でございます。

私の説明は以上でございます。

吉野座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に関しまして、どなたからでも結構でございますので、ご意見、ご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、池尾先生どうぞ。

池尾委員 非常に多岐にわたっていろいろな取組みをされていること自体は、非常に評価したいといえますか、ご苦労していただいていると思うんですけれども、色んなことをしたというだけでは、実はフォローアップにならないと思うんですね。色んなことに取り組んだ結果として、どういう成果が上がっているかということ。どういう事態の変化がもたらされているかということが大切なポイントだと思うんですね。

ただ、なかなかどれだけ成果が上がっているのかとか、実情がどうなっているのかというのが把握しづらいということは他方あると思うんですけれども、1年たって印象論、本当は統計データとか何かそういう数字で把握できれば一番いいんですけれども、それは難しいとしたときに、印象論でも構わないので、他の方とかも含めて改善しているという雰囲気があるのか、それとも依然として問題に大きな変化はないのか。あるいは、こうした努力にもかかわらず一部において問題が悪化しているというふうな現象はないのかということを知りたいなと思います。

今申し上げたのは総論ですけれども、私個人としてそれに関連して一番確認したい点は、4番目の柱のヤミ金の問題で、貸金業法を改正して規制上限金利を引き下げるという措置をとったときに、それに対する批判として、こういうことをするとヤミ金に流れるのが増えるんだというふうな議論がある。私はその議論自体は正しいとは思っていないんですけれども、そういう議論が一般的に非常に流布しています。結果としてヤミ金被害は増えているというふうな発言とか記述される人もいますよね。どういう根拠でそれを言っているのかというのが私にはわからないんですけれども。取締りを強化されているから、検挙件数が増えているのはある意味でそうだと思うんですけれども、そのことと被害が増えているのか、被害は減っているの

かですね。これも繰り返しになりますけれども、被害実態が把握できるようであれば、全部対策は打てるわけですから、その被害実態を把握しづらいという問題はあって、統計的な数字として客観的に示すことができればいいんですが、それは無理だとして、先ほどから何度も言っていますように印象論で結構ですから、被害は減っているんでしょうか、横ばいなんんでしょうか、増えているんでしょうかということについて、何らかのことを教えていただきたいというのが私の要望です。

吉野座長 警察庁の方でよろしいでしょうか。先ほどの4ページで見ますと、検挙数、それから検挙人数ともに増えているんですけども、今の池尾先生のご意見に関していかがでしょうか。

四方生活経済対策室長 先生ご指摘のとおりでございます、このヤミ金融の実態把握は大変難しいものでございまして、私どもといたしましては、彼らのアジトを見つけるのすら甚だ難しく、これはご案内のとおり、いわゆる他人名義の携帯電話等々を使う、あるいは他人名義の口座等を使うというようなこともございますので、実態としてどのくらいヤミ金融があるのかということも数字で把握するということはなかなか難しく、私どもはできていないところでございます。これもご指摘の検挙件数が増えたというのは、各都道府県警察が検挙を頑張った成果だというふうには認識しております。

ご質問のあった感覚としてどうなんだというところですが、これは感覚でありますればなかなか難しいんでありますけれども、少なくとも法改正以後、かえってもものすごく増えたという感触は持っておりません。ただ、それじゃものすごく減ったかというのも、それはちょっとわからないところでございますが、ものすごく増えたというふうには思っていないところでございます。

ただ、いずれにしても、一部組織的なヤミ金につきましては手口を巧妙化させておるのは確かでございますので、把握がそもそも難しいという点がございまして、今申しました感覚というのが本当に正しい実態を反映しているものかどうかというのも、ちょっとわからないところでございまして、大変申し訳ないところでございますが、そのような感触でございます。

遠藤信用制度参事官 すみません。さらにつけ加えて、先ほどご説明いたしました資料の8ページなのでございますけれども、今、警察庁のほうからご説明ありましたような取締りの強化について記述した、その下でございますが、2つ目の でございます。平成19年度の金融庁、財務局及び都道府県から警察への情報提供件数は793件ということで、その内訳でございますけれども、金融庁の483件というのは、実はこれが初めてでございまして前年の実績がないん

ですが、財務局及び都道府県の310件というのは18年度の数字がございまして、18年度は449件でございました。この情報提供件数が減ったということをどのように評価するかという問題はあるとは思いますが、情報提供件数は財務局、都道府県から警察に対する情報提供件数は18年度から19年度にかけて449件から310件に減っているという事実はございます。

吉野座長 では、宇都宮先生どうぞ。

宇都宮委員 弁護士の宇都宮ですけど、現場でヤミ金の相談に当たっている者としての印象とか持っている資料、本当は事前にここに資料を提出したほうがよかったんですけども、私、日曜まで海外に行っていてまして準備する余裕がなかったんです。

埼玉県にヤミ金対策弁護団というのがありまして、ここの資料をいただいたんですけども、大体2002年から2003年にかけてがヤミ金の被害のピークだったんですね。平成15年にヤミ金対策法が制定されるわけですけども、このときの弁護団が受けた相談件数が6,772件なんですね。それが去年、平成19年（2007年）の相談件数が2,541件ということで、ピーク時と比べれば4割から5割に減少してきていると。さらに平成18年のここの相談件数が2,950件でしたので、平成18年と比べても減少傾向であると。我々の相談の印象はそういう状況ですね。

それから、ここでは1人の人がどのくらいヤミ金から借りているかという統計もとっているんですけども、業者数にしてはピーク時から3分の1ぐらいの業者数になってきている。2002、2003年当時は、大体相談を受けるとヤミ金50社、60社から借りているのが通常であって、多いときは100社以上借りている。私が当時一番相談を受けたときは、1人で217社借りているんです。狙い撃ちに遭ってヤミ金を払うためにまたヤミ金と。ところが、最近はほとんど10件以下になっています。だから、警察のほうで集中取締りをやって相当検挙件数は挙がっていませんけれども、これがヤミ金が増えているということではなくて、これは成果がかなり上がって、我々相談現場ではかなりヤミ金の相談は減少してきている。これは統計的なものは各地の弁護士会でももう少し正確なものが出せるんじゃないかと思っております。

それからあとは、私のほうで調べた資料でちょっとご報告いたしますと、昨年の個人の自己破産申立件数は最高裁の速報値で14万8,249件、15万件を切っています。それで、その前の年が16万5,932件だったので、2万件弱減っているということと、これも個人の自己破産申立件数のピークが2003年なんですね。このとき24万2,357件でしたので、多重債務者の破産申立件数自体はかなり減ってきているのが今の状況かと思えます。

それから、あとはこれは今日の資料にも出ているのかもしれませんが、法改正のときに、5社以上借り入れの債務者が何件あるかと、2006年当時は230万件という報道がなされた

んですけれども、あれは実際はリボルビング払いとか、そういう枠を取っている中で債務ゼロの人も入れていたようで、それを除いた正確な数値が昨年全情連から発表されているんです。その資料によりますと、平成19年の2月段階で、無担保借入れで、5社以上借りている登録顧客が176万8,000人であったのが、平成20年2月に121万6,000人。だから約55万人ぐらい減少しております。だから、多く借りている人が減少しているというのは、これは色々な見方があるかと思いますが、それだけ多社借入れ多い人が救済されている可能性もあるということとは言えるんじゃないかなと思います。

なお、実は5社以上は減っていますけれども、4社とか3社は余り減っていませんので、この点は5社以上でも減ったと言っても100万人以上ありますし、私、心配しているのは完全施行のときに総量規制が導入されますので、そうすると債務者が収入の3分の1を超える貸付けができなくなりますから、一気にこういう人たちがまた追い込みをかけられるという危険性があります。相談窓口は広がっていますが、これは徹底して掘り起こしをやっていかないと、総量規制導入前に大きな問題が発生するかと思いますので、ここ一、二年のうちにやはり徹底した掘り起こしと救済をやる必要があるんじゃないかなと思います。

それから、ちょっと最近気になっているのは、よく業界サイドの報道で中小企業の倒産が増えていきますよね、これはいろいろな帝国データバンクなんかで発表されていますけれども。その倒産が増えているのは3Kのせいだというキャンペーンが大分やられているんですね。3Kって何なのかというと、建築基準法と貸金業法と金融商品取引法の改正法であると。たまたまKがつくのです。建築基準法なんかについては影響があった可能性があるとは、私は個人的には思っているんですけれども、なぜ貸金業法が倒産に結びつくのかということは、余り根拠のないような感じがするんです。最近、ヤミ金の関係は余り口実にならないので、そっちのほうを盛んに口実にされているようなので、その辺は当局としてはどのような見解なのか。何かデータとかお調べのものがあったら教えていただきたいんですけれども。

吉野座長 いかがでしょうか。

遠藤信用制度参事官 今回の最後の宇都宮先生のご質問に対してはすぐにお答えいたします。

先ほど、宇都宮先生から引用がありました5件以上の借入れ件数の数字でございますけれども、資料7-5-2の「消費者金融大手4社の状況等について」という資料でございますが、この一番最後のページに、横長の表で「無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況」ということで今の資料をつけております。今、宇都宮委員がご指摘になりましたのは、この真ん中にあります、5件以上という横の欄でございます、平成19年2月が176.8万人、平

成20年2月が121.6万人、さらに平成20年3月が117.7万人といった数字でございます。5件以上の人数を見ますと減ってきているわけでございますけれども、今ご指摘ありましたように、4件以下の人数を見ますと減ってきてはいるんですけれども、その減り方は小さいといった状況でございます。

それから5件以上について。この数字をどのように見るか、様々な見方があるというご指摘が宇都宮委員のほうからございまして、まさにそのとおりでございます。これがまさに多重債務者が減ってきたという証左であればいいんですけれども、これは全情連の資料でございまして、全情連の登録業者数が減ってきているのに伴ってこの数字が減ってきているといったことも恐らくあり得ると思いますので、この数字をどのように評価するのかということは色々解釈があり得るものではないかと思っております。

栗原金融会社室長 事業者金融の状況の前に1点、ヤミ金の関係でございますが、宇都宮先生のほうから苦情の相談件数ございましたけれども、若干補足させていただきます。無登録業者いわゆるヤミ金に対する苦情というのを金融庁、財務局、それから全国の都道府県で受けましたものを毎年集計しておりまして、19年度は約15,000件となっております。18年度は約19,000件、17年度は約20,000件、16年度は約17,000件。ヤミ金対策法ができた15年度は26,000件となっております。これだけで全てヤミ金が減っているということまでは言えないと思いますが、少なくとも苦情の件数だけ見ますと、一昨年度と昨年度を見ますと減少しています。これは全ての相談ですと全体で6万とか7万ある中で、ヤミ金の件数がそういう状況になってございます。

それから次に事業者金融でございますが、まずファクトといたしましてどの程度の残高があるかということでございまして、まず資料7-5-1の貸金業関係統計資料集というのを見ていただきたいと思っております。

まず、この11ページを見ていただきますと、3.業態別貸付金利となっております。貸金業というのは銀行とか証券会社と違いまして專業制をとってございませぬので、いろんな業種から貸金業、業として金銭の貸付けを行うという業種に入ってきてございますが、左側にいろんな業態を書いております。この中で右の下側にございまして、これは19年3月末悉皆的に業者の方からお伺いした計数でございますが、全体で約43兆、そのうち消費者向けが大きく20兆、そのうち無担保が17兆、それから事業者向け貸付けが全体で23兆になってございます。

このうち消費者向けにつきましては、いわゆる消費者向けの專業の方、一番上の消費者向け無担保貸金業者の方が9.8兆円、約10兆円ということで一番大きなシェアを占めておりまして、その次に信販会社の4.7兆円、その次にクレジットカード会社の2.1兆円ということになってお

ります。各々加重した平均金利をつけておりますが、消費者専業の方は23.95%、それから信販会社の方は22.2%、クレジットカード会社の方は18%という状況になってございます。

他方、事業者向け貸付けの23兆の内訳は、事業者向け貸金業者の方が17兆円と最大のシェアで、ただし平均金利は3.21%と大変低くなってございます。次にリース会社の方が3兆7,000億円ということで、これも平均金利3%と低くなっております。

この事業者向け17兆の方の内訳というものが15ページに書いてございます。

この15ページは2%の金利刻みで、その金利の刻みに該当する業者の方と残高、件数を、これも悉皆的に調べたものでございます。この17兆の金利別の内訳、先ほど平均で3%ほどと申し上げましたが、見ていただきますと2%以下が10兆円、それから2から4%までが3.9兆円ということで、14兆円は4%以下となっております。

事業者向けの貸金業者というのは、世間でいわゆる商工ローンとよく言われますが、これは法律的な定義はないものでございまして、この中でいわゆる商工ローンというのがどこに該当するかという法制的な基準はないのでございます。常識的には恐らく金利は14%以上で貸している業者、さらには多分20%以上で貸している業者が、無担保で事業者に少額を貸している業者ではないかということだと思いますと、この20%以上の方全部足しますと、オーダーとしましては約3,300億円、それから14%以上を全部足しますと約9,600億円という状況になってございます。

ちなみに、日本の中小企業の負債全体をトータルしますと、銀行等が当然中心になるわけですが、この19年3月末で約260兆円でございます。そうしますと、商工ローンは比率としては非常に小さいなということが言えるかと思えます。なぜ小さいかといいますと、当然、商工ローンの貸付け、金利が高いけれどもなぜお借りするかといいますと、やはり短期で限界的な資金をお借りされているということで、当然メインバンクでないのでボリュームはおのずと小さくなるということがあるのではないかと思います。

参考までに13ページを少し見ていただきますと、他方先ほど10兆あると申しましたが、消費者向け専業の方、これも2%刻みでどの金利帯に残高が10兆円あるかと調べましたところ、この20%以上、特に22%から28%のところ非常に大きなこぶがございまして、20%以上で約9兆円ということで、大宗が20%超の貸付けになっているという状態でございます。

商工ローンの関係でございますが、当然、その対象といたしましては個人事業の方とか、あるいは非常に規模の小さい方があるかと思えます。

最近、小規模倒産が全体として増えているということでございますけれども、これもなかなか

か商工ローンの対象の方の企業がどういう状況になっているかという統計はとれませんけれども、参考までに東京商工リサーチ、大手の企業倒産を調査している業者でございますが、そこが資本金別の倒産件数を出しております、その中で全体の規模でございますと、18年度と19年度で、18年度は13,337社、19年度が14,366社という数字でございますが、この中で全体の構成比で17%を占めます個人企業等、これは一番小さな規模の分類になっておりますが、ここは18年度が2,328社、19年度が2,267社と、18年度は前年度比でマイナス4.5%、19年度は前年度比でマイナス2.6%と。今の全体の件数は18年度がプラス1.2、19年度がプラス7.7と、全体の中におきまして、少なくとも個人企業等の方の倒産が、東京商工リサーチが調べる範囲におきましては減少する数字が出ているという状態になってございます。

吉野座長 栗原室長、ありがとうございました。

池尾先生、追加ございますか。

池尾委員 先ほど、宇都宮先生が完全施行に伴う総量規制の影響というような話をおっしゃっていましたが、多重債務問題の新規発生防止という話と、既に発生してしまった問題の解決というのは区別しなきゃいけないと思うんですね。

貸金業法の改正は新規発生予防には非常に有効に機能するというふうに思っているんですが、一面そのことが既に多重債務を抱えた人にとっての状況を悪化させる可能性があるというのは、やっぱり事実だというふうに私は思っております。だから、新規発生防止と既存の問題の解決というのは明確に区別した上で、既存の問題の解決の、最初お伺いしたのはどこまで解決が進んでいるかという話ですけれども、その既存の問題の解決のための手だてをもう一度検討するというのが課題としてあるかなというふうに思いました。

吉野座長 既存の貸付けですと、この2のところのセーフティネット貸付けと申しますが、いろんな都道府県とか市町村、生協なんかやっているこういう貸付けというのが、恐らくその一つじゃないかと思うんですけれども。そのあたりは、また事務局のほうから少し追加していただけますか。よろしいですか。

遠藤信用制度参事官 まさに吉野座長のおっしゃるとおりでして、貸金業法改正による総量規制等の導入に伴って、信用収縮が起こっていく可能性があるわけでございますので、それを補うような形の貸し手というのが出てこなければいけないということで、このセーフティネット貸付けについて、様々な多様な窓口が拡大することを期待するといったことをここに書かせていただいたわけでございます。

先ほど申しましたように、生活協同組合などを中心にこういった試みをさらに拡大しようと

いう動きがございますし、さらにこれはなかなか当局のほうから強制できないわけでございますけれども、既存の金融機関が個人金融について色々と新たなビジネスモデルを拡大しようとしている部分がございますので、銀行あるいは信金、信組も含めた金融機関が、こういった分野についても何らかの工夫をすることによって入っていただくということを期待し、日頃のコミュニケーションの中で色々議論しているところではございます。

吉野座長 ありがとうございます。

では、本多委員どうぞ。

本多委員 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の本多といいます。

この1年間でどういうふうの評価するかというお話がありました。それからヤミ金が減っているのか、増えているのかという部分なんですけれども、私は東京で太陽の会で相談活動をしているんですけれども、ヤミ金融事件は2003年がものすごく多くて、そのときは411件ありまして、相談全体の中でも73%はヤミ金のかかわる相談件数でした。それが2007年1年間で見ますと、ヤミ金事件が163件で相談全体の中に占める割合としては19%でした。大体他の被害者の会も伺っていますと、相談を受け付ける件数自体は減っている。落ち着いてはきています。

しかし、依然としてヤミ金融事犯はまだたくさんあるし、それこそ電話で殺すぞとか、埋めるぞみたいな脅かし、脅迫の電話が依然としてあります。警察のほうでもかなりヤミ金融事犯に対する取締りの強化をしていることが全体として大きな力になっているんだろうなというふうに思いますし、先ほどのお話の中に警告の電話をされているという件数が1万件を超えているというふうにお話がありましたし、僕はこういう全体の流れとしてヤミ金融を抑え込んできているという評価は、この1年間の中ではできるんじゃないかというふうに思うんですが、まだまだありますので、徹底して取締りをさらに強化していただいて、ヤミ金融が本当になくなったと言える年にしないといけないんじゃないかという点では、警察庁を初め、引き続きご努力をいただきたいというふうに思っています。

とりわけヤミ金融については、後ほど宇都宮先生のほうから紹介をしていただきたいと思います。私の資料の提出の中で7 - 6の11ページに、東京地方裁判所の判決、三菱会、ヤミ金融に対する判決文です。ヤミ金については、借りたお金については不法原因給付に当たって払う必要がない。払ったお金は全額不当利得である。さらに、慰謝料として3割を払うという画期的な判決です。私たちは全額説と言っているんですが、6月10日、最高裁判所で判決が出される見通しです。全額説に立った、こういう流れの判決が出るんじゃないかというふうに思いますし、ヤミ金融の絶滅、根絶のために引き続き皆さん方のお力を合わせてヤミ金融を包囲し、

のさばることのないよう息の根を止めるという形まで追い詰めていかないと、被害はまだまだありますので、これは是非やっていただきたいというふうに思っています。

それから、全体として各都道府県の多重債務問題対策協議会ができて相談窓口の設置等、本当にある面、画期的な素晴らしい成果が僕は出ているんじゃないかというふうに思っています。東京ですとか群馬県ですとか進んだところと、それから形だけはできた、協議会は作ったけれども、ある面、やっぱりまだ1回しか協議会をやっていないとか、ほとんどおざなりの協議会になっている部分が幾つかあると思います。山梨県なんかもそうですし、幾つかあります。

そこは私の資料7-6の8ページ、労働者福祉協議会のほうでまとめた資料です。詳細なものは先に金融庁から示された各アンケートの結果等のところにも出ているんですけども、47都道府県で対策協議会ができていて、私たち、やっぱり現場で相談を受けている被害者の人たちの声を是非反映させていただきたいということで、被害者の会も入れていただきたい。あるいは労働者福祉協議会も入れていただきたいということで各都道府県にお願いしているんですけども、現在ここに書いていますように、真ん中のところですね、協議会への参画状況と書いていますが、その中に被害者の会が入っているのが22都道府県、約40余りの被害者の会が入って、被害者の会が入っているところでは比較的協議会も開かれて、被害者の声を反映できるような対策が打ち立てられているんですけども、被害者の会がないところは現在6つの県があるんですね。青森、山形、茨城、山梨、富山、山口県、この6つがないんですが、そこは無理としても、今年是非被害者の会を作ってやっていこうというふうに、私たちは今、活動をしています。

是非、他のところも被害者の会があるわけですので、そこにも是非各都道府県の協議会には被害者の声を反映できるような形の協議会を是非作っていただいて、対策を強めていただきたいというふうに思っています。

それで1つ、私、東京都の対策委員会の委員になっているんですけども、資料7-6の1ページ目です。これは東京都の対策協議会の資料なんですけれども、多重債務相談を法律専門家に確実につなぐ東京モデルをスタートさせるということで運動が進められておりますし、3ページのところで、多重債務者生活再生事業の開始ということで、多重債務を抱える方で一定の収入があり、返済能力がある者ということで、一時的な生活困窮者に対して貸付けをするという制度がスタートしました。まだまだ、これは2件しか融資実行ができていないという報告を聞いているんですけども、非常に注目をしているところです。貸付限度額が200万となっているんですけども、200万までは私は要らないと思うんです。せいぜい30万とか50万程度でいいと思う

んですけれども、こういうのが全国各地に波及していただければ大変ありがたいというふうに思っています。

ついでにちょっと資料説明させていただきます。

ページを繰っていただきまして5ページ、6ページ、7ページなんですけれども、これはヤミ金融を抑え込むということで、ヤミ金被害防止に向けた合同キャンペーンを3月3日、4日、新橋の機関車の広場のところで、政府、自治体、それから弁護士会、司法書士会、そして被害者の会、国民生活センターの方々だとか、官民一体となった宣伝行動が行われまして、この6ページ、7ページの裏表なんですけど、ティッシュと一緒に配ってやったんですね。これも非常に画期的なことじゃないかと思います。これも是非全国各地でやっていただきたいなど。

それから9ページです。これは多重債務対策支援講座というのが、私たち行政の多重債務対策の充実を求める全国会議として活動をやってきていましたけれども、これは初めて行政として宇都宮市が主催に参加してシンポジウムを開いたと。宇都宮市が広報をどんどんやって、130名参加だったんですが、市民とか各行政の相談員の方々とか参加されて画期的なことだったんですね。こういうのが、その後群馬県も群馬県主催でシンポジウムをやるという方向にも来ていますし、こういう流れが進んでくるといいなと思っています。

それから10ページ、これは先ほど宇都宮で開かれたときの一つの資料なんですけど、これは多重債務問題の真の理解のためにという図解を示しているんですね。いまだに、まだまだ借りた者が悪い。ごく一般、普通の人たちが被害に陥っているわけなんですけど、偏見もあるんです。そういう中でどういうふうに受けとめてやったらいいかということで図解をしている資料です。これは青山定聖弁護士さんがシンポジウムで報告された中身ですので、これをひとつご参考に、やはり引き続き多重債務問題の解決のために、皆さん本当に努力いただいているんですけれども、まだまだあります。

昨日、これは読売新聞の夕刊に「過払金取り戻す」という大きな記事が出ましたし、朝日新聞でも多重債務相談87,000件と。これは国民生活センターで相談を受けている件数が評価されて、そこに私たちの被害者の会の電話番号が掲載されている関係で、3台の電話でしたけれども、もう本当に鳴りっぱなしの状態です。ですから、こういう形で相談が来ていると、大変相談が増えているというのが、それが現実なんですね。

それで、国の財務局で相談を開いたと。これも画期的なことだと思うんですけれども、相談件数なんか具体的に出ていたら報告していただければありがたいなど。多いところと少ないところと色々あるんだろうと思いますが、いずれにしても、これは僕は広報だと思います。広

報をしっかりとやることによって相談は確実に増える。また、相談窓口を知らない人がまだまだ圧倒的にいらっしゃる。昨日相談を受けていて私も感じたんですが、もう10年以上ずっと払い続けて大変だという人がほとんどでした。過払い、多分500万人以上の方が過払いになっているように思われます。そのうち1割程度しかまだまだ相談に来られていない。残りの9割の人が相談受けていないんじゃないか。この人たちにどうつなげていくか。これは引き続き夕刊紙で広報でご努力はいただいていますけれども、マスコミも活用しながら、引き続き相談を、広報を強めてやっていただきたいなと、これはお願いします。

ちょっと長くなりまして失礼しました。

吉野座長 どうもたくさんありがとうございました。

一つは今お話しのように、行政も市区町村によって非常に一生懸命やったださっているところと、そうでないところ、協議会も含めてですけれども。私なんか個人的に思いますのは、やっぱり一生懸命やったださっている担当者表彰する制度とか、あるいは市とか県で、そういう意識の高いところを表彰するような、そういう制度でなるべくしてあげるといふ、本当はトップからワーストまで全部並べるといいのかもしれないんですが、そういうようなことも必要かもしれません。

それから2番目の広報というのも、どういう手段で広報すればいいかと。普通の新聞を読まない方が多いという話ですから、夕刊紙とかスポーツ紙とか。ですから、どういうメディアでやれば一番いいかということも工夫してやっていただくことが必要じゃないかと思えます。

ありがとうございました。

では、高橋委員どうぞ。

高橋委員 周知広報活動に関与している立場から、まず、この1年を振り返ってみたいと思います。多重債務問題改善プログラムに基づいて、対策は確実にとられつつあり、関係機関、関係者にも浸透しつつある状況と見ております。効果測定は非常に重要ですが、一般の政策評価でもやはり3年見ないと検証はなかなかできないものですので、現在は監視とか注視の段階にある。この段階でさらなる改善をしていくことが必要だと思えます。

もう一つは、今日もマスコミの方もいらしていますけれども、マスコミが非常にこの問題に注目して、特集が組まれたり、新聞とか雑誌等で報道されることによって、誰にでも関係ある問題なんだという認識が広がったことは非常によかったと思えます。

一方で、池尾先生も冒頭でおっしゃいましたけれども、事業者側のモラルが問われるような根拠に乏しい、この政策自体に対する批判がずっと繰り返されていることも確かです。非常

に目に余る状況と私も感じており、家計管理指導や再発防止のためのセーフティネットの充実とか、2年目の課題がたくさんある中で、それを邪魔するような根拠に乏しい批判、お抱えの学者さんらや評論家の方々の言動に対しては大変憤りを感じているところであります。

次に、今回の4つの施策について1つずつご意見を申し上げます。

1つ目に丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化。

これにつきましては、アンケートの結果にもありますように、ばらつきはあるものの、都道府県に関しては全部スタートしておりますし、都道府県、市区町村でうまくいっているところというのは、やはり首長さんのリーダーシップ、トップダウンで進んだところと、以前この場でもよく話題になっていましたスーパー公務員とか、非正規雇用のスーパー相談員の方々が引っ張っていったケースがありました。アンケートの結果が新たに出ましたので、それぞれの市区町村がベストプラクティスに学びながら進むことを期待しているところであります。

ちょっと気になっておりますのは、今回、国が一步踏み出して財務局等々で相談窓口を設置したばかりですけれども、これに関しては他の窓口と同じ手法でいいのかを検討していく必要があるのではないかと考えています。私のところに集まってきている情報によれば、非常に質のいい相談員さんがいらっしゃるけれども利用率が低いと。利用率の低さは、単に始まったばかりだということではなくて、財務局は非常に敷居が高いんじゃないかという声も聞かれます。ですので、どういう機関と連携してやっていくとうまくいくのかを、是非検討すべきだと思っております。

関係機関の連携・協力も、この1年非常にいい動きが出たと思います。資料の右上、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」における相談状況を読ませていただきました。8ページ、9ページに都道府県から寄せられた主な意見がありますが、連携してよかったとか、連携のさらなる必要性に対する意見がたくさん寄せられておりまして、ここは充実していくべきだと思っております。

2つ目の借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供。

これが2年目の大きな課題になっていると思います。1年目はご紹介がありましたように、岩手県をモデルにしたさまざまな動き、あるいは生協が色々な地域の中で頑張っている姿等が出てきているわけですが、生協に県が事業委託をして資金提供、財政支援をする福岡のような新しい試みも出てきました。

一方、先ほど本多委員からご説明ありました東京都、これは完全に官主導のやり方だと思います。これはどこの都道府県でもできるやり方ではないんですが、東京モデルと言うからには

東京がどういう形でやっていくのかを、この協議会も注目していく必要があると思っております。

セーフティネット貸付け自体がまだ少ないということが問題ですけれども、その前にやはり債務整理等をしてしまうと借りられないリスクの説明責任の徹底をやっていくことと、その人たちが安全に借りられるようなセーフティネットの構築の2つが重要だと思っております。

多重債務問題がマスコミ等を通じてクローズアップされてから、例えば地下鉄等には弁護士さんの広告がたくさん張られておりました、債務整理をお手伝いしますというわけですけれども、そこについて言えば、法曹界にも色んな方がいらっしゃると思います。債務整理だけをしてやりっ放しというのはやはりよくないことです。債務整理をすると、借りられないリスクがあることをきちんと説明していないのではないかと思われるケースもございます。その辺は法曹界の方々のモラルが問われます。弁護士会とか色々なところでそういった問題に目を向けて、正しい債務整理とその後のケアに力を尽くしていただきたいと思っております。

自治体などと連携・協力している弁護士さんの場合には、まさに自治体の相談窓口の職員が寄り添う形で弁護士さんとか司法書士さんのところに連れていかれると思うんですけれども、弁護士さん、司法書士さんがその債務整理のお手伝いした後、家計管理指導とかセーフティネット貸付けのほうに上手に誘導していると思うんですけれども、そうしたネットワークに入らないで親切な形で広告をお打ちの法曹界の方々の中には、そこまではしなくてやりっ放しが少なくないです。ここのところを注意していただきたい。相談に応じ、債務整理をお手伝いされた方は寄り添って次の段階に多重債務者を連れていくことが必要です。

もう一つ気になりますのは、セーフティネット貸付けの中で事業資金の貸付けがなかなか難しい点です。資料7-1の6ページのところに、再生プロセスにある事業者や一たん失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的に支援する動きがありますが、倒れる前の突っかえ棒になるような融資制度、セーフティネットができていないというのが現在の問題です。

3つ目、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化についてです。

効果測定の視点から見るとは、子供たちを対象に学校教育で行うべき点もあるわけで、「ホームルームでいち早くやる」ということになりましたが、どのくらい実際に行われているのか、文科省の方にもお伺いしてみたいところでございます。

それから、学習指導要領で取り扱うことを家庭科で検討しているということですが、学習指導要領に盛り込まれたのであれば、新しい学習指導要領の実施を待たず、今の子供たちにやっていくべきことがあると思っております。現在どんな計画であるか、もし今日ご出席であれば

お聞きしてみたいところがございます。

4つ目のヤミ金撲滅に向けた取締りの強化ですけれども、新橋とか秋葉原でプラカード等が確実に消えているのは、素人目に見ても分かるわけですけれども、一方でインターネットで違法な貸付け勧誘が盛んに行われているという現状もありますので、ネットでのヤミ金の動きも厳しく取り締まっていただきたいと思います。

以上でございます。

吉野座長 ありがとうございます。

今、高橋委員から文科省のほうに金融経済教育が現状どうなっているかと。もし、お答えいただければお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

富森教育課程課係長（高橋教育課程課長代理） お答えいたします。

現在、金融経済教育、中学校、高等学校の社会科や家庭科などを中心に行われておりまして、今回、多重債務問題改善プログラムの中では、ホームルーム活動を中心に実施するということですね。実際問題、全国どれぐらいの学校が、例えば今回お配りさせていただいたリーフレットをどのように使用しているかということについて、活用状況の詳細にわたる調査というのはなかなか難しいものがございます。学校教育における金融経済教育につきましては、例えばホームルーム活動における多重債務の問題などについて、高等学校の卒業前にこれから社会に出る生徒さんたちに対して、そういった多重債務の問題などについても教えている事例があるということは聞いております。

吉野座長 高橋委員どうぞ。

高橋委員 ありがとうございます。

事例があるということなので、是非その事例が見える形にしてマスコミで取り上げてもらうとか、教育委員会にそういう事例を流すなど、ぜひ多くの現場にフィードバックして広げていく活動をお願いしたいと思います。

吉野座長 他にいかがでしょうか。

草野委員、どうぞ。

草野委員 私も、皆さん広報についていろいろとご意見述べられた方いらっしゃいますけれども、それに関連してなんですけれども、やっぱり相談件数が増加したというのは、確実に広報が功を奏しているという感じはします。ただ、件数を見ると、とはいっても下半期で5万人、ウィークで全国で6,000人。ただ、5件以上の債務者がまだ120万人を超えているという状況から見ると、まだまだ自分の置かれた状況がいかに深刻であるかということに気づいていない方

たちというのにもたくさんいらっしゃるって、そういう問題を認識していない人たちにどう訴えかけていくかということも、これから大きな課題ではないかなという感じはします。

債務者にいかに身近なところで解決の道があるのだという情報に触れられるかどうかということが鍵になっているような気がして。そういう意味で言うと、夕刊紙などに広報を出されたというのは非常に効果的だったように思います。

ただ、広報にかけられる費用というのは、多分、そういう意味ではまだまだ少ないし、制限があるというふうに聞いておりますので、いかに必要な情報を必要な人たちに周知できるかという工夫をさらにしていただきたいということと、それからとかく政府広報は非常に堅くて、本当にここに頼ったらば解決できるのだという心証よりも、何かものすごく敷居が高いという印象があるので、何か心に訴えられるような文言なり広報のありようというのを検討して工夫していただきたいなと思います。

それからシンポジウムを5カ所でなされたということで、5カ所で700人というのはまだまだ少ないという印象がします。だから、例えば地元メディアとどう連動していくとか、それも一つ工夫だと思うんですけども、やっていっていただきたいなと思います。

それから、相談件数とか数字は色々とお聞かせいただいたんですけども、どう問題解決をしたのかという具体的な事例というのがなかなか見えてなくて、注意深く見ていると新聞などでも、多重債務者をNPO法人などが寄り添いながら解決をしていたというような記事がよく載っていて読むんですけども、そういうのを見ると、なかなかそこまでフォローアップというか、把握するのは難しいかもしれませんが、こんなふうに希望を見出せたというような具体的な事例なども広報に盛り込むのか、あるいはいろんな場で目に触れられるようにするのか、そういうことも大切なことだろうと思います。

以上です。

吉野座長 ありがとうございます。

先ほど高橋委員からもございましたけれども、財務局って敷居が高いとか、せっかく色々な手段ができていますけれども、そこになかなかアクセスできないと。文言に関しては、ぜひ皆さん草野委員に聞いていただいて、いい文章とか、草野委員の写真を載せれば一発じゃないかと思うんですけども。是非お願いしたいというふうに思います。

では、宇都宮先生、先ほど司法界でもいい弁護士さんとそうでない方がおられるという意見がございましたが。

宇都宮委員 全体的なこれからの課題なんですけれども、4つの改善プログラムの中で、や

っぱり相談体制を強化するという点は、着実に前進してきているのかなと思います。ただ、先ほどもお話ししましたがけれども、5社以上の借入れだって100万人以上いますし、今のペースで果たして完全施行までに総量規制が導入されるまでに、全ての人をきちっと最後の1人まで救済できるのかということ、これは相当力を入れてやらなきゃいけないですね。その点の取り組みを今後も強化する必要があるかと思います。

そういう面では、相談ウィークなんかも是非これからも引き続き、場合によれば長期間やる。その間、キャンペーンもやる、それから広報なんかでもですね。広報は、こういう夕刊フジとかあれもいいんですけども、やっぱり弁護士会なんかでやって一番効果があるのはテレビなんですね。我々は弁護士会にもこういう取組みを要請しているんですけども、福岡県弁護士会は一時テレビで多重債務相談の広報をやったんですけども、一気に相談が倍増したんです。ただ、お金の問題がありまして、広報の資金をどうするかということです。テレビとか電話という広報はかなり効果があるようですので、その辺も含めた被害の掘り起こし、それから相談ウィークの継続的な実施を是非やっていく必要があるかなと思っております。

それからヤミ金の問題ですけども、これは警察庁が引き続き頑張ってもらいたいと思います。この改善プログラムの中で、警告電話をやるところがだんだん増えているようですけれども、携帯電話の利用停止については件数は上がっていますけれども、まだまだ不十分だということと、携帯電話不正利用防止法という、今の手続自体がかなり申立てをして携帯電話会社に確認をして中止を求めるまでに時間がかかるんですね。この辺の、場合によれば法改正が必要であればそういうところを検討していただく必要もあるんじゃないかと。

それから、ヤミ金というのは多重債務者の名簿を入手して、これをターゲットにして貸付けを行っているんですけども、こういう名簿の売買なんか必要であれば規制する法律も検討するというようなことも必要なんじゃないかと思います。

それから先ほど本多委員のほうが指摘した東京地裁の3月7日の判決ですけども、これはどういう点が争われたかということ、ヤミ金が最初10万貸して被害者のほうが100万円を返済した場合に、損害賠償として100万円を請求できるのか。最初交付した10万円を差し引いた90万を請求できるのかということが争点になっていたんですね。それで、地裁レベルではちょっと意見が分かれる判決もあったんですけども、東京地裁は100万円全額の返還請求はできると。つまり、こうしたお金を差し引かないという判断をしているわけです。

今度6月10日に最高裁の第3小法廷で、この点をめぐる判断がなされる予定なんですけれども、この原審の高松高裁では10万円を差し引く差額説の判断をしているんですね。それを見直

してこの前口頭弁論が開かれて判断するということから、それが変更される可能性があります。よく、色んな被害者が現場の警察官に相談に行きますと、借りたものは返しなさいというアドバイスをされる場所が多いんですね。ところがこれはヤミ金ということで、最高裁、司法のトップがそれは一切返す必要はないという判断が出る可能性が強いので、これを踏まえても徹底して現場の警察官に、そういう借りたものは返すというような指導をしないように。むしろ積極的に果敢に被害届を受け付けて検挙するような指導をお願いしたいと思います。

それから、やはりこの間の相談体制の充実とか、ヤミ金、警察庁の取り組みはかなり目に見えてはいるんですけども、一番目に見えないのはセーフティネットの強化ですね。これは緊急貸付資金を5万円から10万円に上げたということですけども、余りこういうのは広報とかそういう利用窓口、利用するシステムがあるということが余り宣伝されていないんじゃないかと思うんですね。だから、この辺は具体的な利用を促進するための手だてとか、その辺がどうなっているのかということが非常に。普通であれば、こういう制度がありますから、是非利用してくださいとどんどんキャンペーンをやってもいいのではないかと思いますけれども、どうしても多重債務者のところまでは、そういう制度が届いていない。それから中身についても、今までの状況でいいのかどうかということに問題があります。

それから、このプログラムの中では「社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る」という指摘があるんですけども、これは色々こういう問題を弁護士会も取り組み始めているんですけども、どうも窓口で本人が申請に行っても追い返されるというケースが多くて、こういうのを我々は水際作戦と呼んでいるんです。

象徴的なのは皆さんもご承知だと思いますけれども、昨年北九州で生活保護を受給された人が就労指導という名もとの辞退勧告をされて、そして生活保護を辞退した後、全然仕事につけないわけですね。その人は実は肝硬変を患っていたので仕事につけないままに、最後は「おにぎりを食べたい」という日記を残して亡くなるわけですね。最後はノビルも食べていたと。

実はここの北九州市に関しては、2006年も生活保護を申請したのに受けられずに餓死者が出ているんですね。それから2005年も同じような事態があると。2006年に関しては、受けられなかった人が自殺をしているケースもありますので、こういうような状況の改善がなされないと、多重債務者が困って債務整理をした後に相談をした場合どうなるのかというふうな問題があると思いますので。この生活保護制度についてもどんどんキャンペーンすべきだと。こういう制度があると、死ぬ必要はないと、自殺する必要はないんだということを広報すべきじゃないか

と思います。

それから、先ほどの高橋さんが言われた借りられないリスクというのをちゃんと告げなきゃいけないということは、一般の弁護士はちゃんと告げていると思いますけれども、問題なのはセーフティネットとの関係で、大体弁護士が入って債務整理をやる。任意整理でも破産でも事故情報に載ってしまうんですね。そうすると、一般の金融機関は事故情報については消費者金融、クレジット、銀行等情報交換やっていますので、銀行系も貸さなくなります。

これは当然、今そうだということは弁護士は言っているんですけども、ただ債務整理をした後の生活資金、子供の教育資金を貸さないということでもいいのかどうか。そういうことをカバーするためにセーフティネットというのを打ち出しているわけですよ。そのために国の税金を使っている生活福祉資金なんかもそうですけれども、片方で民間の労金とか信金とか信組、こういうところも日本版グラミン銀行のモデルを広げていくという提言がなされているんですけども、こういうところもあわせて、一旦債務整理した後は貸さないわけですよ。そうすると多重債務者の生活再生に向けての支援というのは、今は生活福祉資金とかそういうところしかない。ところが、そこは余り宣伝されていなくてほとんど知らない。だから、そこら辺の民間の金融機関というのの取扱いがそれでいいのかというのが、一応、もう一回検討する必要があるんじゃないかと思います。

もちろん、今始めている生協とかそういうところは、その多重債務者の債務整理を前提にした生活支援をやっていますから、そういうところはいいんですけども、民間の、特に労金とかそういうところで積極的に多重債務対策をやらうとしているところでも、その問題がどうなのか。どうも、そうすると不良債権の査定の問題とか、何か色々金融庁の監査の問題とかに絡んでくるような問題があるようですので、私、まだ詳しくわからないんですけども。

そういう借りられないリスクは弁護士は伝えなきゃいけないんですけども、けどちゃんと会社に勤めていて、まだ子供を育てなきゃいけない。子供が学校に行くときの教育ローンを5年から10年借りられないと、こういうことでもいいのかどうか。もっと具体的な対応ができないのかということですね。

それからもう一つ、最後にこのプログラムにはないんですけども、別のところで自殺対策という問題を、自殺対策基本法が2006年にできましたので、内閣府でこの自殺対策本部ができていると思います。この自殺も今3万人を超えていますけれども、7,000人ぐらいが経済生活苦の自殺者なんですね。それで、多重債務の救済をやっていきますと、やはりそういう自殺未遂の人がたくさん相談に来られるということで、自殺対策と多重債務対策というのは非常に関連

がありますし、連携したら非常に大きな効果が上がるんじゃないかと思われますけれども、どうも内閣府の自殺対策本部とこの対策本部はどういう関係になっているのかわかりませんが、余り連携がなされていないようです。それから都道府県レベルも多重債務対策協議会とまた別にあるんですね。そういうようなところを、もう少し連携する取り組みができないのか、検討していただけたらと思います。

自殺対策については、よく東北3県ですね。青森と岩手と秋田というのは自殺大国ということで、非常に自殺が多い県ということになっていたんですけども、秋田のほうですごく多重債務対策協議会が効果的な活動をやっています、秋田では自殺者がかなり減ってきているという報告を、この前の会議で秋田の当事者の県の職員の方から受けたことがありますので、その辺のこともちょっと検討していただけたらと思います。

吉野座長 どうもありがとうございました。

今のご質問の中では、生活保護の相談に関して色々ご指摘があったんですけども、厚生労働省の方がいらしていますので、もし何かコメントございましたらお願いいたします。

藤崎地域福祉課長 生活保護につきましては、いろいろな問題事例が発生したというのは、私どもも遺憾に思っております、これを全国の窓口である福祉事務所の職員に親切丁寧に相談に応じるようにという周知をしたところであります。これは全国の担当係長会議等々で説明をさせていただくとともに、実施要領という通知の中でもはっきりそういったことをうたうようにしております。

もう一つ、昨年この有識者会議でも宇都宮先生からご発言がありましたように、地域で相談に従事している民生委員さん。この人たちは全国で22万6,000人おります。こういった方が地域での困り事について相談に応じていますけれども、その方々一人一人にお持ちいただく「民生委員必携」というのを全国の民児連というところで作っております、そこに多重債務者問題についても記載をしまして周知を図ったと。民生委員さんはあわせて、先ほど出ました生活福祉資金についても一応窓口になるということですので、よく知られていないというお話ありましたけれども、全国22万6,000の民生委員には完全に周知しておりますし、相談に応じて必要があれば生活福祉資金または生活保護を受けるために福祉事務所まで一緒に行っていただくというようなことでやっております。

また、広報につきましては、これも私ども19年4月に通知をしまして、こちらの多重債務者問題の対策プログラムを各都道府県の民生関係部長に送付をしまして、あわせて生活福祉資金ですとか生活保護について、多重債務者問題を周知するようにということで通知をさせていた

だいています。具体的には、生活福祉資金ですと社会福祉協議会が窓口になりますので、社会福祉協議会の広報、毎月1度出していますけれども、そういった中で生活福祉資金を交付していただく。もしくは一緒になって実施する市町村、行政ですけれども、そういうような市町村の広報、市町村だよりとか、そういったところにも生活福祉資金制度の紹介をしてもらうようお願いをしている。そういうことで、両面あわせて努力しているところであります。

吉野座長 宇都宮先生どうぞ。

宇都宮委員 生活福祉資金につきまして、ちょっとお伺いしたいんですけれども、よく聞かれるのは、要するに累積の焦げつきが多いと。そういう焦げつきが多いので、色々新たな融資はしたいんだけど、何かそこで非常に消極的になっているというような話を聞かれるんですけども、その辺の実態はどうなんでしょうか。

藤崎地域福祉課長 トータルで言いますと、償還率が7割ということで、国と都道府県の公費で原資を賄っている制度ですので、やはり償還できていないというところで貸す側も消極的になりやすいんですけれども、本年3月に実施しました全国会議で、福岡県の社会福祉協議会で償還対策、これをうまくやって実績を出したところがありましたので、その事例を紹介してこういう形でやれば償還率が上がるというようなことでご紹介して、できるだけ消極的にならないで積極的に貸付けを行うと。

本日の資料でも、母子・寡婦の貸付金があるんですけれども、その担当のほうも全国的に償還について効率化が図られているようなところを紹介して、事例としてお示しして、同じような取り組みが図られるようにするというようなことで努めているということでもあります。

吉野座長 本多委員どうぞ。

本多委員 緊急小口貸付制度の件ですが、社会福祉協議会が窓口になっているかと思うんですが、今は、何か神奈川県なんかはまだ実施されていなかったとかという話がありましたけれども、47都道府県全てでそれは実施されているようになっているんでしょうか。

藤崎地域福祉課長 一昨年の暮れに多重債務者対策本部のほうで、この生活福祉の貸付けがテーマになりましたので、19年度の予算からということで5万円を10万円に措置したと。通常ですと、夏の段階で要求をして周知をして、それで翌年の4月から本予算で実施していただくということになるんですけれども、年末のぎりぎりのところで5万円を10万円にしたということだったものですから、必ずしも4月から一斉にスタートできなかったという状況があります。ただ、今、47都道府県全部で対応していただいています。

本多委員 どうもありがとうございました。

吉野座長 では、翁委員いかがでしょうか。

翁委員 これからフォローアップを毎年やっていく上で、先ほど宇都宮先生から多重債務者は100万人というお話がありましたけれども、既存の問題の解決という点で、どのくらいトータルとして色々なアプローチができたのかということをおまかにでもいいのですが把握していく必要があるのではないか、と思いました。例えば今日も51,400人とか、28,500人の方が相談に来られたという色々な数字があったんですけども、その他にも先ほども厚生労働省の方から、例えば民生委員はこういうアプローチをしているとかのお話があり、様々なルートを通じて全体として集計すると、どの程度の多重債務者にアプローチができていくということがもう少し把握できるように、フォローアップをしていく上でできるような工夫をしていったらどうかというような印象を持ちました。

そうしていくと、大体先ほど宇都宮先生がおっしゃったような総量規制前の掘り起こしというのが非常に重要だというご指摘をされていましたが、非常に難しいことではありますけれども、どの程度の成果が上がっているのかというようなことが、そしてどのくらい頑張らなければいけないのかということがある程度数字として見えてくるのではないかなというような感じを持ちました。

それから、今日お話しいただいた第1と第2のところでございますけれども、やはり市町村などによって相当取組みにばらつきがあるというのがアンケートの結果でも見えてきているんですけども、こういうことをどういうふうにフィードバックして各市町村に改めて周知徹底していくかということが非常に重要ではないかと思えます。

また、先ほど東京都の取組みなどもございましたけれども、こういったことも都道府県に紹介していくというようなことも非常に重要で、そういったことについて今後どういうふうに取り組まれるのかということについて、総務省の方にちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、セーフティネット貸付けについても、私、岩手生協の話、具体的に以前から聞いておまして、こういった取組みが少しずつほかのところでも出てきているということは非常に好ましいと思うんですが、まだまだすごく限られているというように思います。これは強制するのは難しいというお話ではございましたけれども、こういった取組みをより周知していくということによって、自発的な取組みがより進展していくような、何かインセンティブとか工夫ができないものかなというような印象を持っております。

私からは以上でございます。

吉野座長 総務省の方、いかがでしょうか。

市橋自治政策課長 お答えします。

多重債務者の対応については、基本的には自治体のほうに自ら主体的に取り組んでいただくということなんですけれども、今回、こういった形でアンケートの結果が出ましたので、この結果を周知徹底いたしまして、新たな対応はということが可能なのかということをもた協議していきたいと思っています。

吉野座長 では、高橋委員。

高橋委員 内閣府の国民生活局の方にお伺いしたいと思います。

相談が非常に大きなポイントになっているんですけれども、この相談ウィークにおける相談状況を見ていても、国民生活センターを活用すればさらに効果的であったと思われるとか、もう少し質の高い専門家が必要というふうな意見が書かれております。

それで、今回の都道府県の相談窓口向けアンケートを見ますと、資料7-3ですけれども、17ページ目に、多重債務者からの相談内容のところ、相談者1人当たりの延べ相談時間が載っているんですが、圧倒的に30分未満なんですね。30分未満で多重債務者の相談に応じられるとはとても思えないのです。相談者の相談体制の問題というのが非常に大きいと思います。

それから、金融庁主催のシンポジウム等々には相談員の方も来ていらっしゃるし、パネルディスカッションに出られた方の中でも、やはりきちんとやるからには待遇改善が必要、体制を整えないと相談そのものがないという訴えが大変たくさんありました。それについてどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

それから、中小企業庁の方はいらっしゃるようで、経産省の方、恐縮ですが。先ほど事業者へのセーフティネットというお話をしましたけれども、再生過程ではなくて、倒れる前の貸付けというのは何か手が打てないのかということをお伺いしたいと思います。

それから長くなって恐縮ですが、先ほどは親切な弁護士の宇都宮先生、ありがとうございました。私の聞き方が悪かったので、2つだけ追加させてください。

1つは、不親切な弁護士さんで、今回のこの政策をビジネスチャンスにして債務整理をやりっ放しにしてしまう人たちに対して、弁護士会として何か打つ手がないのかをお聞きしたいのが1点。

それから、多重債務相談ウィークの相談状況の用紙の一番最後に、「処理内容が弁護士、司法書士によって異なる場合や受任する場合の条件、着手金、成功報酬などにばらつきが見られた。相談者にとって公平な処理が必要」という意見が寄せられています。多分、これは行政の窓口を経由して来るんだから、そういう公平性が必要じゃないかということだと思っ

この辺について何かコメントをいただけたらと思います。

吉野座長 先に内閣府の方から、まず相談員のほうをお願いいたします。

川辺消費者企画課長 内閣府でございます。

今、ご指摘の多重債務の相談は、必ずしもいわゆる消費者生活センターと呼ばれているところだけでなく、色々なところで行っているのだと思うのですが、多重債務問題にかかわらず、消費者問題についての相談員の人数が足りないのではないかというご指摘は色々なところから受けてございます。

それにつきましても、消費者行政一元化の会議の場において、やはり地方の消費者行政全般について取り組んでいかなければならないというような議論もされておりますので、その中で考えていく問題と思います。

吉野座長 事業者への倒れる前の貸付け、いかがでしょうか。

船矢取引信用課長 すみません、担当の中小企業庁が来ておりませんが、代わりにお答えするほどの立場にもありませんが、一応コメントさせていただきますと、まず最初に、今回の貸金業法改正と、それから事業者の倒産との因果関係ということについて、中小企業庁で把握している限りにおいては、そのような因果関係があるというような、それを窺わせるような情報というのは把握はしていません。

それから資料1の6ページに書いているような諸々の中小企業の政策金融制度の拡充ということについては、必ずしもこの貸金業法改正に伴ってこういう制度を作ったというよりは、より広い意味での再生支援という中小企業政策金融の中でこういう多重債務関係にもし起因するような人がいれば、是非積極的な活用を図っていただきたいという趣旨のものでございます。

質問のポイントである失敗する前のところについては、私も今お答えする材料を持っておりませんので、担当課長にお伝えいたします。

以上です。

吉野座長 では、宇都宮先生お願いいたします。

宇都宮委員 まず最後のほうの質問の関係ですけれども、まず、弁護士会の今の報酬、費用の関係というのは、昔は弁護士会として報酬規定を決めていたんですね。ところがこれが、公取から独禁法違反になるのではないかということで、今、一切の報酬規定は廃止しているんですね。原則としては個々の弁護士と依頼者との契約になると。ただ、多重債務相談、特に弁護士会がやる法律相談とか自治体との提携でやりますと、まさに今、高橋さんがおっしゃったような人によって違うというのは非常に問題が生ずるということで、だんだん弁護士会の法律相

談センターで多重債務相談をやっている場合は、一定の基準で受け付けるというようなところが多くなっています。それは色々独禁法違反との関係がありますけれども、東京に関しては、一応それは強制しているのではなくて、審査の基準であって、一定以下であれば弁護士会の審査は免れるということでやっています。

同じようなところで、できるだけ自治体との関係ではまず費用基準を明らかにする。それからできるだけ統一的な基準にするよう弁護士会としては要請して、そういうところが増えていくんじゃないかと思います。ただ、今広告を出して多重債務者を集めている弁護士は、弁護士会が主催する法律相談センターの統制下にありませんので、勝手に決められてしまっているということですね。

それから広告を出している弁護士の中には、私が懲戒請求して何回も懲戒になった弁護士がたくさんいて、こういうのを整理屋提携弁護士と我々は言っているんですけども、大阪のほうではこの前2人逮捕されていますよね。それで問題なのは、2000年に弁護士会が広告を解禁したんですね。これは政府の規制改革委員会からの圧力なんですね。弁護士会の中から、自ら広告を解禁しようなんて言った弁護士はほとんどいなかったんですね。それを一番喜んだのは整理屋グループです。整理屋グループの一部は暴力団の資金源となっています。暴力団が資金源として弁護士を使って金儲けをしているケースがあるということです。

それで2000年以前は、多重債務者を集める手段として紹介屋が介在していたんですね。NPO法人とか、それからお金を融資しますということで金融業者が多重債務者を集めて弁護士のところに送り込んで、大体1人当たり10万円ぐらいの紹介料を取っていたようです。だから、そういう被害の相談を受けた場合、懲戒がやりやすかったんですけども、2000年から広告が解禁されましたので、広告自体を処罰することができなくなったんですね。これは電車の中の広告もありますし、一部、ラジオで広告している人もいますし、例えば東京の弁護士でありながら沖縄の新聞に折込広告を入れている弁護士もいるんですね。けども、それは弁護士会の規則違反じゃないから取り締まれないんですね。

そういう人が大量の多重債務者の事件を受けて、実はそこの事務所を仕切っているのは整理屋グループで、弁護士の名前を使って債務整理をしているので。そういう整理屋グループが良心の呵責に耐えかねて内部告発をしてきた場合は逮捕できるんですね。ところが、整理屋は大体1ヶ月100万円ぐらいを給料としてもらっているんですね。だから、内部告発がすごく少なくなると、弁護士会としては私の所属する東京弁護士会、非弁提携弁護士対策本部という特捜部みたいな組織をつくって、提携弁護士1人1人の情報を集めて懲戒に持ち込もうとしている

んですけども、広告を解禁した後は非常に困難になっています。

そして最近、たまたま最近破綻した提携弁護士の多重債務者の事件の後始末を私がしたのですが、大体過払金の全部を報酬として取っているんですね。こういう弁護士は、私も弁護士会の一員としても歯がゆくてならないんですけども、それは大体懲戒請求するぐらいじゃだめなんですね。業務上横領罪で告発して、整理屋もろとも弁護士も逮捕させてブタ箱に入れないとよくなれないと思うんですけども、広告の解禁、それから規定の廃止によって、困難になっている。

ただ、非常に問題な事例だと思いますよね。ただ、片方でそういう整理屋グループがやる広告宣伝に負けちゃっている面もあるんですね。弁護士会がもっと広報をやるべきだし、先ほどの福岡県弁護士会みたいなテレビ広報とかやるべきだし、まさにここの多重債務対策本部が自治体とともにやっている広報というのが、整理屋グループに打ち勝つような広報をやれば、そういう彼らの商売はうまくいかなくなると思います。現実的には、東京の弁護士が北海道から沖縄、九州までの多重債務者の相談を受けているんですね。こういう問題が発生していますから、私としてはこういう多重債務対策本部の相談を拡充することによって、提携弁護士のところに行かなくても地元で解決できる。そういうことが広がれば、最終的には究極の整理屋提携弁護士対策になるのかなと期待しているので、是非頑張ってくださいと思います。

吉野座長 ありがとうございます。

そろそろ時間なんですけど、佐藤先生、田中先生何かございますでしょうか。それから最後は本多委員。

佐藤委員 私は内容には触れませんが、推進の問題についてだけ2点。

1つは、今日伺っていますと大変鋭い指摘が多々あったと思いますけれども、次回以降のフォローアップをする際にそれぞれの関係省庁におかれては、今日出された項目なり細目なり、ないしは視点、そういったものを踏まえた推進状況の把握ないしは推進の督励というものを是非やっていただきたいと思うことが1つ。

いま一つは、これは最初るとき私自身としては危惧したことだったんですけども、これだけ多くの関係省庁が政府において集まって、しかも実際に推進するのは主として市町村あるいは都道府県、それも関係課が幾つもあると。こういう状況で果たしてどこまでこの対策が推進し得るのかということについては、いささか懸念を持っていたのでありますけれども、本日伺いますと、そういう難しい状況にありながら、よくここまでたどり着かれたなということで、その点についてはまず敬意を表したいと思います。

ただ、これからのことを思いますと、どんどん人も変わりますでしょうし、それから特に市町村はそうだと思いますけれども、人が減らされていて、しかも都道府県もそうですけれども、給与も手当ても削減をされているということで、これは中央政府においても同様の傾向があたりでしょうけれども、大変切ない状況が生まれているように見受けます。そういう中に、この対策を推進をしていくということですので、よほどそのあたりのことを勘案しながら進めていかないと、年月が経つにつれて尻すぼみになりかねない、これはそういう性質の事業だろうと思いますので、是非関係省庁の担当者の方におかれては、そのあたりを見据えた取り組みの継続というものをお願いをいたしたいと存じます。

以上です。

吉野座長 では、田中先生どうぞ。

田中委員 多重債務問題は、我々が始めて恐らくリギュレーション、再規制という領域に入らざるを得なかったということの一つの事例だと思います。

他の分野でも、我々の市民社会のあり方について原則を決めてきたんだけど、それが悪用されるとか、あるいは望ましくない事例が幾つか出ています。例えば公的保険制度のもとにおいてこの持続性を考えた場合に、末期医療で過大な医療費がかかって、それが保険制度の負担になるという問題にどう対処するのか。個人の尊厳死の問題等々の問題で現実にこれが起きているわけですし、あるいは刑を受けた人たちの受刑後どのように社会に更生するか。他方で、繰り返される犯罪があるというときに、近代法が想定していた人権尊重規定というものと現実に起きる幾つかの問題がどう対応しているのか。いずれにしても市民社会の健全性を維持する上では、想定していたものが機能を果たさなかったと。

この多重債務について言えば、既に今日の会議でもございましたように、金融機関の貸出資産の健全性の重要性については、金融庁自身が信用制度の持続性から言ってチェックする対象になっているわけですが、他方でお金が借りられなくなる人が出てきた場合に、それに社会がどう対応できるのかという矛盾と言えば矛盾ですけれども。一方で掲げた市場経済とそれから信用制度の持続性という、それが断たれることがあってはならないという要請と、他方できめの細かい目配りが要るといふこと、そこに今我々は一つのルールを作って、1つ1つこのプログラムをチェックしようとしているわけですから、この間、色んな難しい話が出てくるのは間違いないんですけども、そこにどういう形で余り行政負担にならない形で、社会でそれが展開できるかというぎりぎりのところの問題だというふうに理解しています。

今日、皆さん色々な金融庁からのご報告も含めて大変勉強になる事例を幾つか紹介していた

だきましたけれども、他方で市場メカニズムの重要性というものを無視するわけにいかない。これはもうこの話を取ってしまうと、それは大きな政府になり、社会的に大変な負担がかかるという話ですから、その間にどういう形で橋を架けられるかというのは、常に要る視点ではないかというふうに思っています。

吉野座長 どうもありがとうございました。

最後に本多委員。時間が過ぎていきますので、短くお願いいたします。

本多委員 2つだけ。

1つは、先ほどいい弁護士、そうでない弁護士というのがありましたけれども、いい司法書士さん、そうでない司法書士さんもういらっしゃるんですね。電車の広告で出ている人のところへ行くと、過払金のところだけはしっかりやって、ヤミ金というか、本当に大変な事案はほとんどやりたがらない。例えばヤミ金1件で3万円しか借りていないのに、着手金が5万円で成功報酬が5万円なんです、1件。そうすると、もう10万で、しかも一括で払うというような契約になっているから、とてもそれはヤミ金の事案はできない。過払金だけやるというんですが、その事案が、普通サラ金問題で一生懸命やったださっている弁護士さんたちは、1件1万とか2万とかという着手金でやったださっているんですが、その広告を出しているところは、サラ金から請求されている金額、例えば300万、400万だったら、その1割が着手金とかいうのが契約で出されている事例が非常に多いです。ですから、ここを何とか規制ができないものか。色々弁護士会でも是非検討をしていただきたいなということ。

もう1点は、最も身近な相談窓口で市町村における相談が非常に充実してきている。これはすごく評価しているところです。ところがもう一つ、逆に消費者行政の一元化、消費者庁構想が今、議論をされておりますけれども、その中の1つに、消費者相談の共通電話番号方式という構想が今検討されているんです。というのは、各都道府県で1カ所、110番方式でそこで相談を一括して受けて、各2、3カ所の相談窓口に振るという構想なんですね。

これは私たちが改善プログラムで言っている親切で丁寧な相談窓口構想とは逆行する動きになっている。先ほど委員の先生からも、各人が減ったりとか、それから生活センターの人たちの待遇の改善、非常勤で嘱託で非常に不安定な、せっかく相談のノウハウを持っている方々が雇い止めになったりとか、そんな問題もあるんですけれども。そういうところのないようにして、市町村でしっかり相談できるような体制ですね。国民生活センターとか、消費者生活センターの活動を本当に充実ができるような方向を是非目指していただきたいという、これはお願いです。

吉野座長 どうもありがとうございました。

少し時間もオーバーしてしまいましたけれども、今日はさまざまなご意見をいただきまして、今日のご議論の結果を踏まえまして事務局を通じて多重債務者対策本部に報告をしたいと思っております。どのような形で報告するかにつきましては、事前に皆様にご連絡をさせていただきまして、必要に応じまして内容について確認をとらせていただくなどの方法をとらせていただきたいと思います。その上で最終的な報告については、私にご一任させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、遠藤参事官から最後をお願いいたします。

遠藤信用制度参事官 本日は貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

本日の議論も踏まえ、また引き続きフォローアップしていきますので、多重債務者対策に政府一体となって協力しながらしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

吉野座長 それでは、これで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

午後0時11分 閉会